

宇都宮市上下水道局雨水貯留・浸透施設設置要領

1 目的

この要領は、宇都宮市上下水道局雨水貯留施設等設置費補助金交付要綱第4条に規定する雨水貯留施設等の構造等について必要な事項を定めるものとする。

2 適用

宇都宮市上下水道局雨水貯留施設等設置費補助金交付要綱に定める申請のあったものについて適用する。

3 対象施設の構造等

(1) 雨水貯留施設 標準図1

- ① 雨どいから直接接続し、地中埋設ではないもの
- ② 堅固で耐久性を有し、蓋等で密閉され、水栓を備えた市販製品（中古品、自作品を除く）
- ③ 有効容量100リットル以上であるもの

(2) 雨水浸透施設 標準図2・標準図3

- ① 材質は、コンクリート製または塩ビ製等。
- ② 浸透ますは内径300mm以上の蓋つきの構造、浸透トレンチは内径100mm以上の多孔管等の浸透管。
- ③ 浸透ますは雨どいと接続しない場合、蓋に穴が開いている製品。
- ④ 車両の乗入れのある場所に設置する場合は、車両の荷重に対応する製品や構造とする。
- ⑤ 標準図に掲げる構造のもの又は同等以上の機能を有する製品。
(中古品、自作品を除く)

(3) 浄化槽転用槽施設 標準図4

浅井戸用自動ポンプ及び水栓を備えている施設。

(4) 透水性アスファルト舗装 標準図5

- ① 透水能力を有するアスファルト舗装。
- ② 面積は、10㎡以上とする。

4 設置箇所

雨水貯留・浸透施設は建物に対する安全性を配慮するとともに周辺の構造物及び土地の境界に影響しない距離をおいて設置すること。ただし、雨水浸透施設は、次に掲げる場合には設置してはならない。

- (1) 周囲のがけ、擁壁等に悪影響を及ぼす可能性がある場合。

- (2) 工場跡地、廃棄物の埋め立て地等で、土壌汚染が予想される場合。
- (3) 宅地造成工事規制区域等、雨水の浸透効果が見込めない場合。
- (4) その他、上下水道事業管理者が設置することが適当でないとした場合。

5 施工

雨水貯留・浸透施設は次に掲げる施設に応じ施工をするとともに、原則として余剰水は側溝又は水路等へ放流しないこと。

(1) 雨水貯留施設

雨樋から直接接続できる箇所にメーカーが指定する取付方法により設置し、貯留施設が転倒しないよう安全を確保する。

(2) 雨水浸透施設

- ① 掘削は、地山状態をできるだけ保護し、浸透能力を損なわないように配慮するとともに、降雨等で掘削面が乱れないように施工当日の施設設置完了に努める。
- ② 充てん材は砕石4号(30～20mm)を使用し、充てん材の上底面及び側面には透水シートを布設する。透水シートの重なり代は10cm以上の幅を確保する。
- ③ 浸透トレンチは、雨水浸透ます等と連結する。

(3) 浄化槽転用槽施設

- ① 浄化槽内は汚物が一切残らないようにしっかり清掃し、消毒する。
- ② 内部の不要部品は基本的に一体構造になっている仕切り板以外は全部撤去する。また、仕切り板は部分的に穴をあける。
- ③ 浄化槽の流入口の手前には落ち葉などの流入を防ぐため網等を設置する。
- ④ ポンプは浅井戸用自動ポンプを使用する。
- ⑤ 水栓は雨水であることを表示するステッカーを設置する等、誤飲による事故防止策を施す。

(4) 透水性アスファルト舗装

- ① 舗装構成は、透水性アスファルト舗装材厚30mm以上、路盤材厚(粒状材料)100mm以上、フィルター材厚(砂)50mm以上とする。
- ② 透水性を確保するため乳剤は散布しない。

6 その他

この要領により難しい場合は、その都度、上下水道事業管理者が決定する。

附則

この要領は平成17年6月1日から施行する。

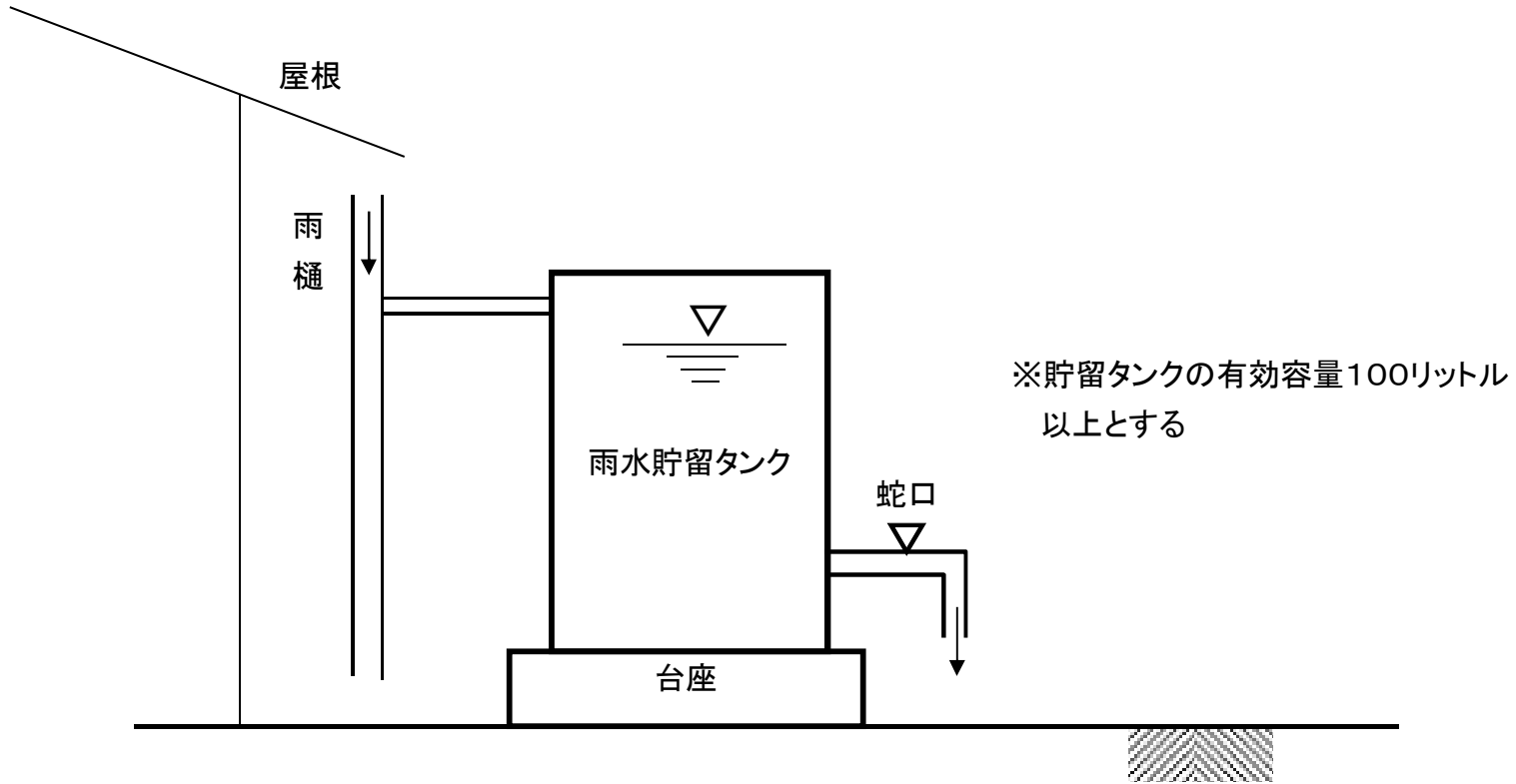
附則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

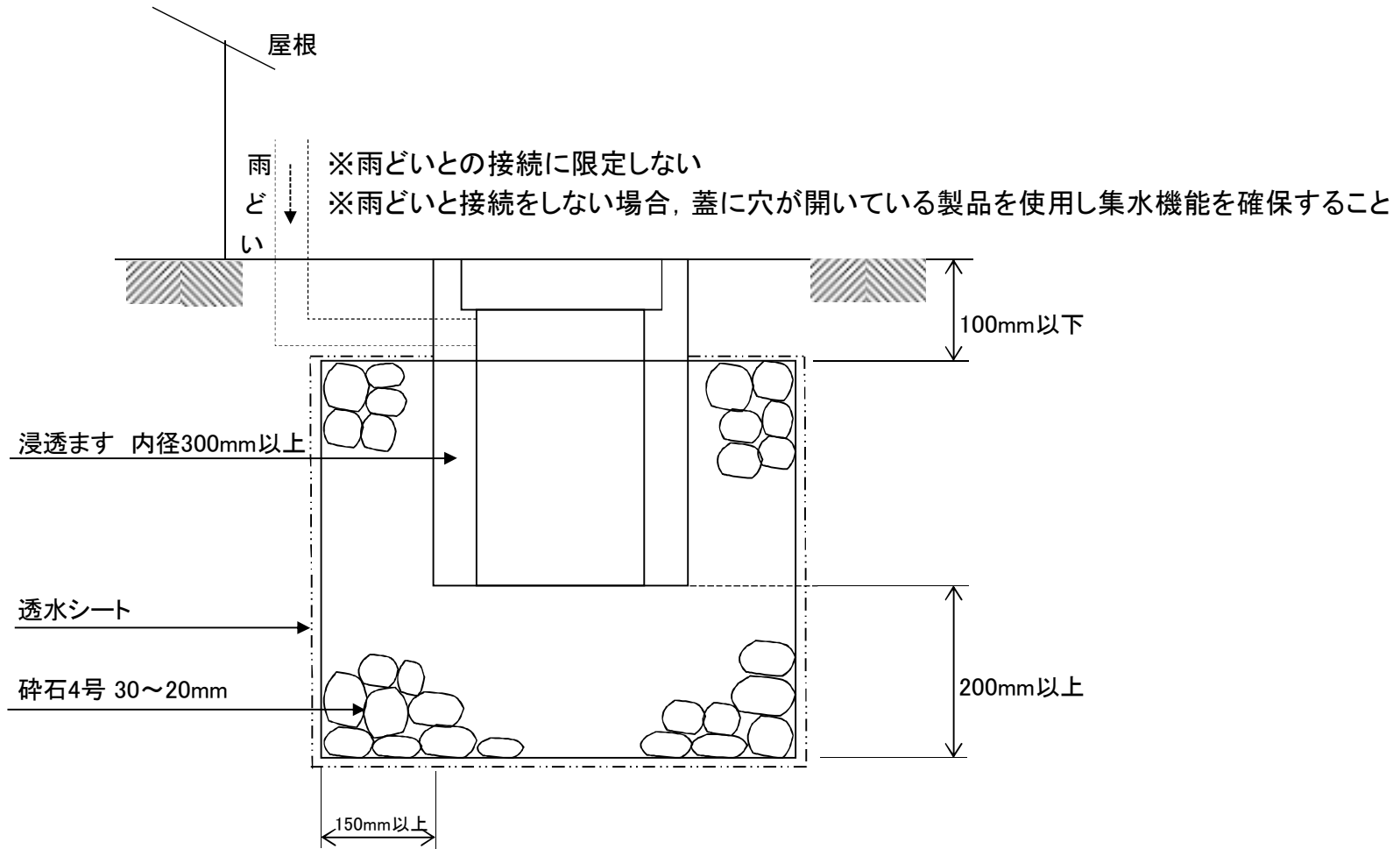
附則

この要領は令和5年4月1日から施行する。

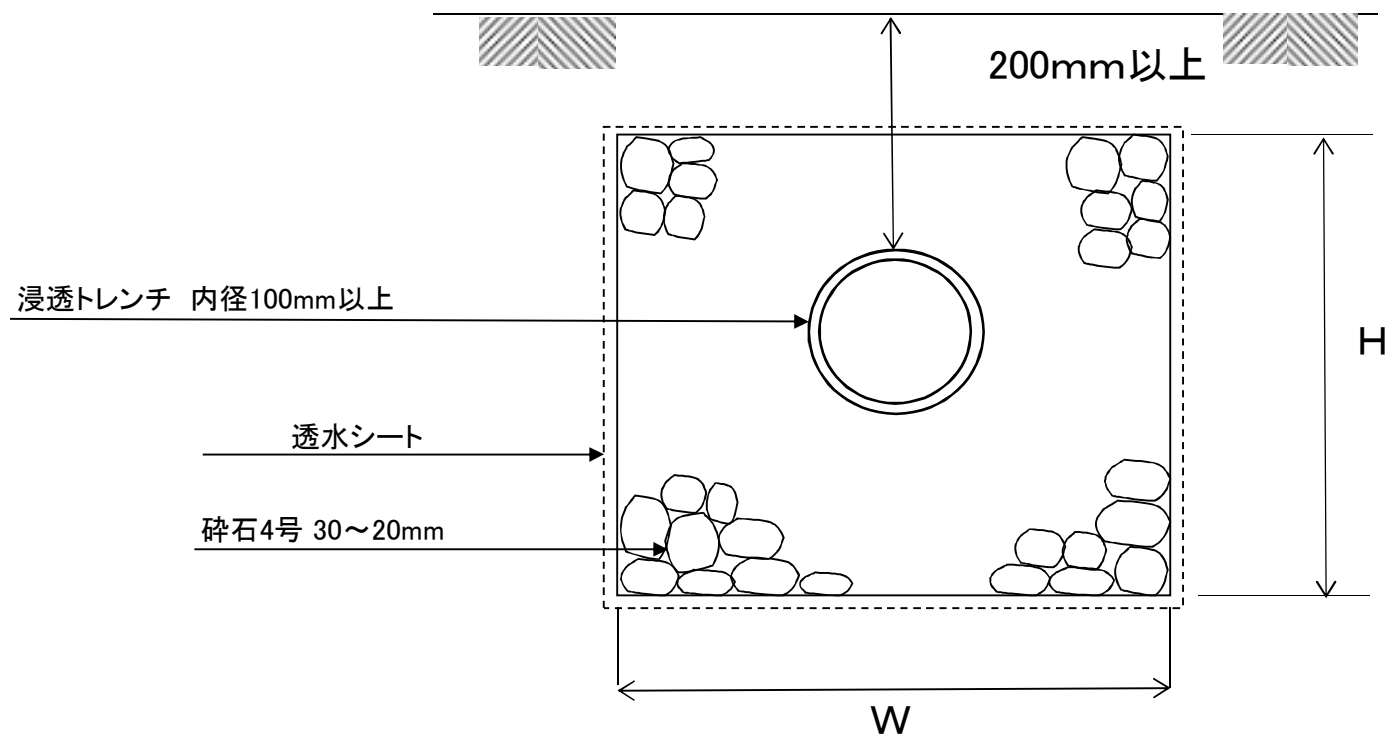
標準図1 雨水貯留施設



標準図2 雨水浸透施設（浸透ます）



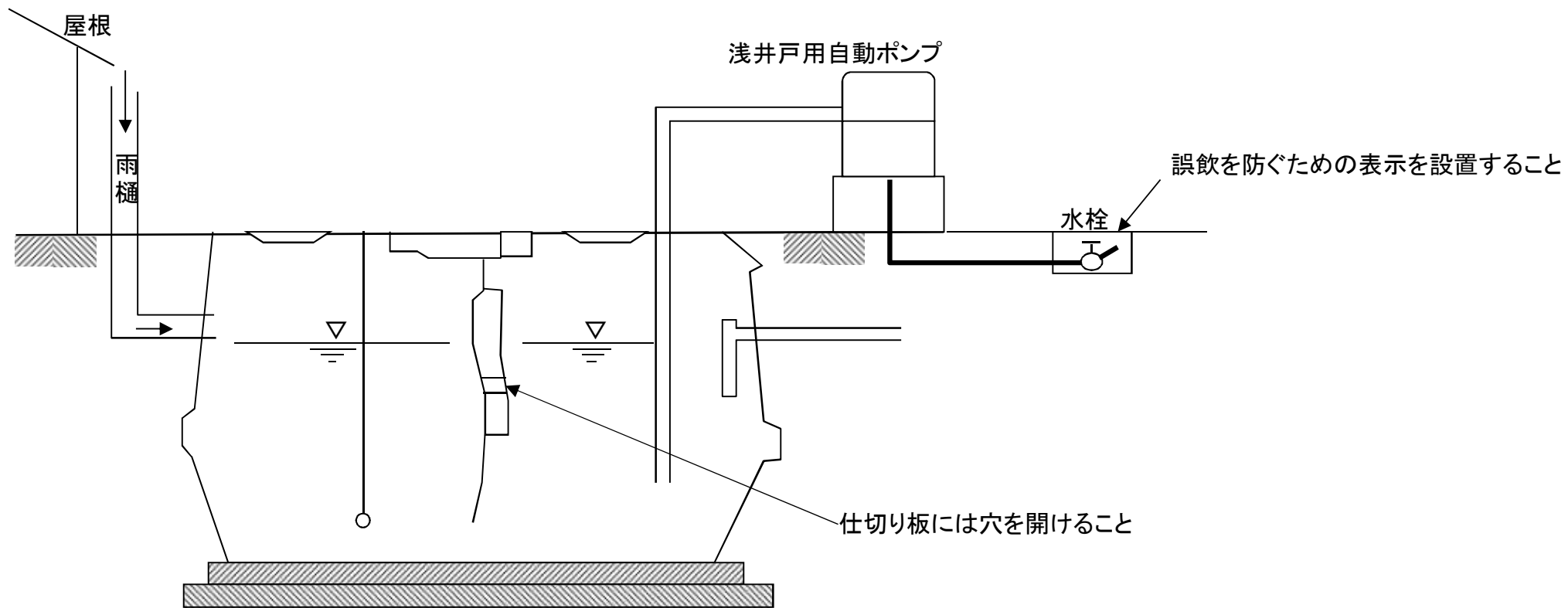
標準図3 雨水浸透施設（浸透トレンチ）



※幅(W)及び深さ(H)は下表以上を確保すること

浸透トレンチ内径	W(m)	H(m)
100mm	0.40	0.45
125mm	0.40	0.50
150mm	0.45	0.60
200mm	0.50	0.65
250mm	0.55	0.70
300mm	0.60	0.75

標準図4 浄化槽転用槽施設



標準図5 透水性アスファルト舗装

透水性アスファルト舗装材 t=30mm以上	(t= mm)	GL
路盤(粒状材料) t=100mm以上	(t= mm)	
フィルター材 t=50mm以上	(t= mm)	